

回覧

雪下ろし安全対策支援事業

命綱固定アンカー設置を支援します

みなかみ町では、屋根の雪下ろし時の転落事故を未然に防ぐため、命綱固定アンカー設置に要する経費の一部を補助します。

●補助対象となる工事

命綱固定アンカーの設置を業者に委託する工事が対象となります。
※自分で施工する場合は対象外です。



【アンカーの設置一例】

●補助対象者

- いざれも該当しなければなりません。
- ・町内に所在する住宅を所有している方(法人名義は対象外)
 - ・町内に住民登録を行っている方、または住民登録を予定している方
- ※一戸建て住宅のうち、店舗・事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅は、延床面積の2分の1以上が住宅として利用しているものは対象となります。

●補助対象外の住宅

克雪住宅(雪下ろしを要しない住宅)や既に屋根の雪下ろしの安全対策が行われている住宅
ほかの補助制度により、命綱固定アンカーの設置に係る補助金の交付を受けたことがある住宅

●補助率(補助金額)

- 一般 対象工事費の2分の1以内(上限10万円)
- 要援護世帯 対象工事費の3分の2以内(上限15万円)

●申請窓口 役場本庁 総務課 危機管理室 各支所 住民係

●申請書類 役場本庁・各支所に用意してあります。

問い合わせ先 役場総務課 危機管理室 電話25-5002

みなかみ町

雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金 (Q&A)

◎補助対象者について

Q 申請時点で住民登録がない人でも申請できますか？

A 補助対象工事の完了後に住民登録が確実であれば申請できます。

◎補助対象住宅について

Q 車庫や倉庫は対象となりますか？

A 住宅と一緒に利用している建物は対象となります。一体化に利用していない建物（別敷地にある建物）は対象になりません。

Q 事業所は対象となりますか？

A 事務所や店舗などの事業所は対象なりません。ただし、住宅部分面積が1／2以上ある個人所有の併用住宅は対象になります。

◎補助対象工事について

Q 命綱固定アンカーとはどんなものですか？

A 屋根の雪下ろし時の転落を防止するために命綱を連結するための器具です。短管固定型や屋根馬型、腕金型などがありますが、屋根の形状や条件によりが変わるので、事前に施工業者と相談してください。

Q 既に完了した工事も対象になりますか？

A 対象なりません。補助金交付決定後に工事したもののが対象となります。

Q ほかの補助制度と併用はできますか？

A できません。

Q 見積もりを依頼するにはどうしたらいいですか？

A 屋根屋さんや工務店に相談してください。

◎その他

Q 要援護者世帯とはどのような世帯ですか？

A 高齢者世帯（65歳以上の高齢者のみの世帯など）や障がい者等世帯（世帯主が障がい者等）、ひとり親世帯などが該当となります。

Q 申請書の添付書類はどういったものが必要ですか？

A 見積書と着工前の写真（設置箇所が確認できるもの）が必要です。

要援護世帯で申請する場合は、該当することが確認出来る書類の写しが必要です。

Q 補助金の申請は、所有者でなくても大丈夫ですか？

A 代理人の申請も可能ですが、委任状が必要となります。